

永平寺町告示第131号

永平寺町観光DMO活動補助金交付要綱を制定する告示を次のように定める。

令和7年11月4日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町観光DMO活動補助金交付要綱

令和7年11月4日

告示第131号

(目的)

第1条 この要綱は、観光庁が策定する観光地域づくり法人(以下観光DMOという)制度に基づき、永平寺町の観光地域づくりの司令塔を担う法人及び団体に対して補助をすることにより、永平寺町の観光振興を図ることを目的とする。

(交付方法)

第2条 補助金の交付方法は、永平寺町補助金等交付規則(平成18年永平寺町規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、永平寺町内に住所を有する、観光庁に登録されている観光DMO又は観光DMO登録を予定している法人及び団体とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる事業に必要な、人件費、報償費、旅費、消耗品費、広告宣伝費、委託料、その他町長が認めたものとする。

(1) 観光DMOの設立準備に関する事業

(2) 観光DMOが実施する永平寺町の観光振興に資する事業

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費に相当する額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、永平寺町観光DMO活動補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、永平寺町観光DMO活動補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定に際して必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等の成果を記載し

た次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助金等実績報告書(様式第3号)
- (2) 決算書又は収支報告書
- (3) その他町長が必要と認めた書類
(補助金の額の確定等)

第9条 町長は、前条の補助金等実績報告書を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、永平寺町観光DMO活動補助金確定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、町長が、必要と認めたときは、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、永平寺町観光DMO活動補助金(概算払)請求書(様式第5号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 町長は、規則第17条第1項のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、永平寺町観光DMO活動補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取消し又は変更した場合において、補助事業等の当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。